

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 6 日現在

機関番号：32601

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2010～2013

課題番号：22730040

研究課題名(和文)核・生物・化学セキュリティと国際法：汎用物質の平和利用確保のための規律メカニズム

研究課題名(英文) Nuclear, Biological and Chemical Security and International Law: Regulatory Mechanisms for Peaceful Use of Dual-Use Substance

研究代表者

阿部 達也 (Abe, Tatsuya)

青山学院大学・国際政治経済学部・准教授

研究者番号：80511972

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,000,000円、(間接経費) 900,000円

研究成果の概要(和文)：化学物質は汎用性を持つために、その平和利用の確保と化学兵器への転用・悪用(拡散)の防止の間でバランスを図る必要がある。両者のバランスはこれを取り巻く社会環境によって変わりうる。とくに、非国家主体に対する化学兵器の拡散が国際社会に対する脅威であると認識されている現状において、不拡散への取り組みが重要な課題となっている。この問題に対して国際社会は「多角的国際法アプローチ」を通じて対応してきた。平和利用の確保と拡散の防止のバランスが変化しようとも、そのバランスを確保するのが最終的には国家だということに変わりはない。各国が「多角的国際法アプローチ」を実施・履行する国内能力を備えることが重要である。

研究成果の概要(英文)：Dual-use nature of chemical substance requires a balance between ensuring its peaceful use and preventing its misuse. The balance may vary depending on the circumstances. Non-proliferation becomes more important in the contemporary international community in which proliferation of chemical weapons to non-state actors is recognized as a threat. In order to address this issue, the international community has taken a multi-legal approach. Given a change in the balance between peaceful use and non-proliferation, the fundamental responsibility of States to maintain this balance remains same. It is essential that each State is fully equipped with national capacity to implement the multi-legal approach.

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・国際法学

キーワード：国際法 軍備管理 汎用物質 不拡散 化学兵器

#### 1. 研究開始当初の背景

(1) 大量破壊兵器関連汎用物質の取り扱いをめぐる核・生物・化学セキュリティが国際社会における重要な問題として認識されるようになった。

(2) この問題は、主として大量破壊兵器テロの防止・阻止という観点から、関連する多数国間条約の枠組みによって対応がなされまたはその検討が開始されている。とくに核セキュリティに関しては、オバマ米大統領のイニシアチブにより核セキュリティ・サミットの開催が予定されている。

(3) セキュリティの強化は、一方で大量破壊兵器テロの防止・阻止という目的の実現に貢献するものであるが、他方で汎用物質の平和利用促進や市民的自由の保障に対して一定の制約要因をもたらす可能性を有している。

(4) そこで、相矛盾しうる要請の間のバランスを図る必要がある。核・生物・化学セキュリティ問題の本質は、国際社会に対して有力かつ多様なステークホルダーの間の利害関係の調整を迫ることにある。

#### 2. 研究の目的

(1) 本研究は、核・生物・化学セキュリティの問題が国際法によってどのように取り扱われているかを規範的・制度的観点から考察し、汎用物質の平和利用確保のための規律メカニズムが有している特徴と課題を明らかにすることを目的としている。

(2) 研究の遂行の過程において、研究代表者が平成 24 年度から平成 25 年度半ばにかけて化学兵器禁止条約の実施機関である化学兵器禁止機関 (OPCW) の実務に関わることになったことから、研究の対象は化学セキュリティ問題に絞ることとした。

(3) また、シリアにおける化学兵器問題が国際社会における大きな注目を集めていることに鑑みて、本研究は化学兵器の不拡散とくに国家に対する不拡散と非国家主体に対する不拡散というより大きな視点から位置づけるべきであり、このようなアプローチが学問的にも社会的にも有意義であるとの認識に至った。

#### 3. 研究の方法

(1) 関連する参考文献および資料の収集、各種会合への参加、会合出席者に対する聞き取り調査などを行うことによって最新の情報を把握する。

(2) 学会での報告、セミナーや研究会での発表を通じて、研究の初期段階および中間段階の成果を明らかにすると同時に、研究をまとめるためのフィードバックを得る。

(3) とくに化学セキュリティ・化学兵器不拡散に関しては、化学兵器禁止機関 (OPCW) の実務に関わることになったという研究環境上の利点を最大限に活かすこととする。

(4) 研究成果は最終的には英語論文の形式にまとめ、国際社会に向けて発信する。

#### 4. 研究成果

「化学兵器不拡散に対する多角的国際法アプローチ」

(1) はじめに：化学兵器の 100 年の脅威

シリア情勢との関連で化学兵器が世界の大きな注目を集めている。化学兵器が初めて大規模に使用されたのは第一次世界大戦のことであった。1915 年 4 月にベルギーのイープルでドイツ軍が塩素ガスを使用して以来ドイツ軍と連合軍双方による激しい化学戦が展開され最終的には約 10 万人が化学兵器の犠牲になったと言われている。

第 1 次世界大戦の悲劇から約 1 世紀を経た今日においても国際社会は依然として化学兵器の脅威に晒され続けている。この脅威は除去されるのであろうか。そして「化学兵器のない世界」は実現するのであろうか。

化学兵器の規制または禁止という課題に取り組みにあたって考慮しなければならない要素は多岐に及ぶ。その中において最も重要な要素の 1 つは、平和目的にも軍事目的にも利用できるという原料物質の汎用性であろう。化学物質の汎用性は非常に高いため、包括的・全面的な禁止は望ましくない。他方で、何ら規制をしなければ容易に転用・悪用されるおそれがある。したがって、軍事・兵器利用の防止と平和利用の確保という相矛盾しうる要請の間のバランスを図る必要がある (化学兵器の不拡散)。

国際社会はこれまで実際に、化学兵器の問題に積極的に取り組んできた。そして、とくに化学兵器の不拡散という課題に対しては、複数の国際法が多角的かつ相互補完的に機能してきた。

(2) 国家への不拡散

第 2 次世界大戦以前

国際社会において化学兵器の脅威が初めて認識されたのは第 1 次世界大戦である。最初に使用したのはドイツ軍だったものの、攻撃を受けた連合軍は化学戦でこれに応酬したことから、第 1 次世界大戦そのものが両陣営の間での激しい化学戦となった。当初の塩素に加えて、ホスゲン、クロロピクリン、マスタードガスなど、その後開発に成功した化学兵器が次々に投入され、最終的には約 10 万人が化学兵器の犠牲になったと言われている。

化学戦を常にリードしたのはドイツである。軍と化学産業界の緊密な連携によって量的にも質的にも優位を保っていた。連合軍側では、英国とフランスがドイツに対抗するために化学兵器の開発を急ぎ、順次戦線で使用した。途中から参戦した米国は独自に化学兵器を開発し、その貯蔵量を増やしていった。

第 1 次世界大戦の終結を受けて、国際社会は化学兵器の禁止を追求することになる。この試みは 1925 年のジュネーブ議定書という国際条約に結実した。すなわち、同議定書は「窒息性ガス、毒性ガス又はこれらに類するガス」(今日的な意味でいう化学兵器)の戦

争における使用を禁止したのである。もっとも、ジュネーブ議定書は化学兵器の使用を禁止したにすぎなかった。また、多数の当事国が化学兵器による攻撃を受けた場合に同議定書の適用を除外する趣旨の留保を付していた。このような背景から、化学兵器の開発および生産が進み、戦間期には、ドイツ、英国、フランス、米国だけでなく、ソ連、イタリア、スペイン、日本なども化学兵器を保有するに至ったと言われている。

第2次世界大戦において化学兵器は主要交戦国の間で使用されなかった。各国の開発・生産・貯蔵の状況を見れば、大量の化学兵器が使用されても何ら不思議ではなかったように思われる。不使用の理由としてよく挙げられるのは、技術的困難性、情報の非対称性、報復の回避、化学兵器に対するヒトラーの個人的嫌悪感などであり、ジュネーブ議定書の存在に触れるものは少ない。それでも、1943年にはルーズベルト米大統領が化学兵器の使用の違法性に言及したことに鑑みれば、化学兵器の不使用には規範的側面からの一定の影響があったことを肯定してよいように思われる。

#### 第2次世界大戦後

第2次世界大戦後は核兵器の登場によって化学兵器の重要性は相対的に低下したといえる。それでも化学兵器は大量破壊兵器の1つのカテゴリーとして分類され、その軍事的効果が広く認められていた。冷戦構造の中で米ソ両大国は化学兵器の開発競争でも凌ぎを削った。莫大な量の化学兵器の貯蔵に力が注がれ、さらにその取り扱いの安全性を向上させるための努力がなされた。そして、原料物質の汎用性ゆえに、化学兵器は先進国から発展途上国にも拡散してゆくことになる。たとえば、1960年代初めにはエジプトによるイエメン内戦での使用が疑われたし、1970年代後半から1980年代初めにかけてカンボジアやアフガニスタンにおける使用が申し立てられた。そして、1980年代のイラン・イラク戦争では化学兵器が実際に使用されたのである。

このような状況にあって、国際法は2つの観点からこれに対応しようとした。第1に、ジュネーブ議定書または慣習国際法の違反が疑われる化学兵器使用の申し立てについて、国連事務総長に調査権限を与える国連総会決議が採択された（国連事務総長調査手続）。この手続は国連加盟国からの要請に基づいて実施され、要請は国連加盟国であればどの国でも被害国であるか否かを問わず行うことができる。ただし、調査対象国において現地調査を実施するにはその国の同意が必要となる。第2に、化学兵器を全面的に禁止する交渉が行われた。交渉は妥結に至るまでに20年の歳月を必要とする非常に困難なものであった。その背景には平和的目的の化学活動をどこまで規制するべきかという問題があった。交渉過程において注目す

べき点として、各国が声明などを通じて化学兵器の開発・保有状況を明らかにしたことを挙げることができる。この中には米国やソ連のように保有を公式に認める国もあれば、英国やカナダのようにつけて開発・保有していたもののすでに廃棄した旨を表明したものもあるが、圧倒的多数の国は自国による開発・保有その他の関連活動を否定した。ただし、少なくともインド、リビア、韓国に関しては、後に成立する化学兵器禁止条約の実施の過程で、不保有が真実でなかったことが判明することになる。

冷戦の終結に伴い米ソ対立という障害が解消されたこと、さらには湾岸戦争において化学兵器の脅威が再認識されたことを背景として、1993年に化学兵器を全面的に禁止する多数国間軍縮条約（化学兵器禁止条約）が成立した。同条約は、締約国に対して、化学兵器に関する活動（開発・生産・取得・貯蔵・保有・移譲・使用）を全面的に禁止しかつ化学兵器・化学兵器生産施設の廃棄を義務付けた。そして、条約の実効性を確保するために国際検証制度を導入した。国家の活動という側面では、化学兵器・化学兵器生産施設の保有状況を申告し、保有国はこれを国際検証制度の下で廃棄することになる。

化学兵器禁止条約の実施を通じて、化学兵器の保有を明らかにした締約国は、アルバニア、インド、イラク、リビア、シリア、韓国、ロシア、米国の8か国である。インドと韓国は条約交渉時に不保有を宣言していたことから、この宣言が実際には真実でなかったということになる。このことは、国家に対して法的拘束力のある義務（ここでは保有状況を申告する義務）を課すことの重要性を示している。同時に、法的拘束力のある義務の遵守に対する国家の意思の表れとして評価することができよう。また、過去または現在における化学兵器生産施設の保有を明らかにした締約国は、ボスニア・ヘルツェゴビナ、中国、セルビア、フランス、インド、イラン、イラク、日本、リビア、シリア、韓国、ロシア、英国、米国の14か国である。このうち、ボスニア・ヘルツェゴビナとセルビアの施設は旧ユーゴスラビアが保有していた同一の施設であり、日本が申告したのはオウム真理教の第7サティアンである。化学兵器の保有を申告したアルバニアは化学兵器生産施設の（過去の）保有を申告しておらず、それゆえアルバニアの化学兵器は他国から輸入したものであることが推測される。

化学兵器は軍縮条約による規律にとどまらず、国際刑事法の対象にも含まれることになった。すなわち、1998年に成立した国際刑事裁判所規程は、第8条2項(b)(xviii)において「窒息性ガス、毒性ガス又はこれらに類するガス及びこれらと類似のすべての液体、物質又は考案物を使用すること」を国際的武力紛争における戦争犯罪の1つに含めたのである。

### (3)非国家主体への不拡散

9・11 以前

化学物質の汎用性に鑑みれば、非国家主体が何らかの手段を通じて化学兵器またはその原料物質を取得する可能性は容易に想定できる。民間企業や民間人が化学兵器の拡散に寄与できることは、イラク・フセイン政権やリビア・カダフィ政権による化学兵器の開発をみれば明らかである。これらの事例が意味するのは、「持つ者」の意思さえあれば、拡散の相手は国家にとどまらず、非国家主体にまで広がらうということである。このような背景から、化学兵器禁止条約の交渉の過程において、非国家主体に対する不拡散を防止するためのさまざまな措置が考え出され、実施に移されてきた。

この点に関して、化学兵器禁止条約は平和的な化学活動の促進と転用・悪用の防止の間のバランスを図ることを追求している。すなわち、同条約は第6条において「この条約によって禁止されていない活動」に関する規定を定め、平和目的に利用される化学物質およびその活動を化学兵器禁止機関（OPCW）の国際検証制度（産業検証制度）の下に置くこととしたのである。産業検証制度の導入にあたって最も重要なステークホルダーは言うまでも化学産業界である。国家間の条約交渉が難航した背景の1つはまさに化学産業界の利害をどこまで調整できるかという点にあったと言われている。

化学兵器禁止条約の規定する産業検証制度は非常に複雑なものとなっている。まず、化学兵器に転用可能な化学物質であっても、それが「条約によって禁止されていない目的」のための活動である限り、締約国はそのような活動を行う権利を持つ。ただし、条約に規定された3つのカテゴリーの化学物質は申告と査察によって構成される産業検証制度の対象となり、またこれらの化学物質の非締約国に対する輸出入が禁止または規制される。産業検証制度の詳細は検証附属書に定められている。このような産業検証制度のコンセプトは、条約によって認められている活動を確認するという意味において信頼醸成であって、条約違反の探知を目的とするものではない。そして、オウム真理教による一連のサリン事件以前に成立した条約には必ずしも化学テロ対策の要素を含むものではない。

1997年に条約が発効して以来これまでに、80か国に所在する5300か所以上の産業施設が産業検証制度の下に置かれ、約2600回の査察が実施された。産業検証制度の実施を通じて、化学兵器への転用といった重大な問題は報告されていない。条約に違反する非締約国への特定の化学物質の輸出が何件か明らかになっていることに鑑みれば、この制度は少なくとも締約国内および締約国間における不拡散の防止のために一定の役割を果たしてきたと評価できるであろう。

9・11以降

1995年に発生したオウム真理教による一連のサリン事件は国際社会が直面した初めての無差別化学テロであった。これら事件によって示されたのは、非国家主体であっても、知識と技術と材料が揃っていれば、悪意をもって秘密裡に開発に従事することが可能だということである。化学テロが大量破壊兵器テロというより広い視点から明確に認識されるようになったのは、9・11米国同時多発テロとその直後に発生した炭疽菌テロである。

化学兵器禁止条約は必ずしも化学テロ対策の要素を含むものではなかったものの、OPCWは政策決定機関のレベルで新たな措置をとった。まず、2001年12月に執行理事会はテロに対する決議を採択しOPCWとしてこの問題に取り組む姿勢を明らかにした。2003年10月には締約国会議の場で第7条に基づく国内実施義務の履行強化を図るための行動計画が採択され、実施に移された。後者は条約上の既存の義務を完全に実施することを通じて化学テロに対する誘因を断ち切ろうという趣旨である。当該行動計画は数度の延長を重ねて今日に至っている。

OPCWの進める国内実施の強化は、2004年に採択された国連安保理決議1540によってすべての国家に求められる普遍的な課題となる。すなわち、いわゆる「国際立法」の性格をもつ同決議は、国連憲章第7章の下で、すべての国に対して大量破壊兵器の非国家主体に対する拡散を防止するための国内措置・国内管理を義務づけたのである。当該決議の実施を監視するために1540委員会が設置された。同委員会の任務は2年・2年・3年という小刻みな延長を経て2011年の安保理決議1977に10年間延長され、決議の実施に対する長期的な取り組みが求められることになった。

国際刑事法の文脈では2010年に国際刑事裁判所規程が改正され、「窒息性ガス、毒性ガス又はこれらに類するガス及びこれらと類似のすべての液体、物質又は考案物を使用すること」が非国際的武力紛争における戦争犯罪の1つとして追加された。化学兵器の使用の抑止という観点からみれば、この改正は、政府軍だけでなく反政府勢力による化学兵器の使用も国際刑事裁判所による処罰の対象となったことに意義を見出すことができよう。

以上のような非国家主体に係る国際法の発展は、シリアの化学兵器廃棄に関する国連安保理決議2118の中に組み込まれている。つまり、同決議は、非国家主体が大量破壊兵器およびその運搬手段を開発し、取得し、製造し、所持し、輸送し、移転しまた使用しないことを要求し、加盟国に対して非国家主体による国連安保理決議1540の違反を報告するよう要請し、また、化学兵器のいかなる使用に対しても責任を負う者は責任を問われなければならないことを強調した。

#### (4)おわりに

化学物質は汎用性を持つために、その平和利用の確保と化学兵器への転用・悪用(拡散)の防止の間でバランスを図る必要がある。両者のバランスはこれを取り巻く社会環境によって変わりうる。とくに、非国家主体に対する化学兵器の拡散が国際社会に対する脅威であると認識されている現状において、不拡散への取り組みが重要な課題となっている。

これまでの考察から、何よりも、化学兵器の拡散が国家のレベルと非国家主体のレベルの両者で実際に進行したことが明らかになった。そして、両者には一定のタイムラグがあるものの、1980年代以降は非国家主体が拡散に寄与していた。国家が非国家主体からの拡散をどのように防止するかという課題は以前から顕在化していたのである。

化学兵器の拡散の防止という課題に対して、国際社会は「多角的国際法アプローチ」でこれに対応してきた。まず、1993年化学兵器禁止条約によって、少なくとも締約国による拡散・非国家主体を通じた締約国からの拡散の防止が図られた。条約が十分に履行されかつ条約に対する普遍的な参加が実現すれば不拡散の確保が期待できる。また、非国家主体に対する不拡散に焦点を絞れば、2004年の国連安保理決議 1540 が加盟国に対して必要な国内措置・国内管理を義務づけた。義務の内容は化学兵器禁止条約の締約国にとって重複するものであったに違いないが、法的側面に関する細かい調整や整理よりも、より広い文脈でのすべての国の普遍的な行動の方が優先されたということであろう。結果的には国連安保理決議 1540 の採択およびその実施が化学兵器禁止条約の履行状況の改善につながったとして、両者の相乗効果を認めることもできるのではないか。

2013年のシリアにおける化学兵器の使用という事態は、化学兵器の拡散 国家に対する拡散であると非国家主体に対する拡散であるとを問わない が今日依然として大きな脅威であることを改めて認識させるものであった。興味深いと思われることは、拡散の防止という観点に限れば、新たな規範が導入されたわけではなく、既存の国際法およびその実施・履行が再確認されたということであろう。国際社会は、化学兵器不拡散の課題に対して、当面は「多角的国際法アプローチ」は実施・履行に焦点を当てるという選択をしたと理解できるだろう。

シリアの化学兵器については、シリアが開発・生産にあたって第三者からの支援を受けたかどうか、もし反政府勢力が使用したとすればどのようにして入手したか、などの疑問が残っている。しかし、化学兵器禁止条約の締約国が国レベルでの条約上の義務を誠実に履行しているのであれば、問題となりうるのはやはり非国家主体の行為であって、この問題についてはやはり「多角的国際法アプロ

ーチ」の実施・履行が課題だと思われる。

このように考えると、より重要なことは各国が「多角的国際法アプローチ」を実施・履行する国内能力を備えているということになる。汎用物質の平和利用確保と転用・悪用(拡散)の防止のバランスはこれを取り巻く環境によって変わりうる。しかし、そのバランスを確保するのが最終的には国家だということに変わりはないのである。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計2件)

(1) Tatsuya Abe, "Multi-legal approach to Non-Proliferation of Chemical Weapons" The Aoyama Journal of International Politics, Economics and Communication, 査読なし, No.94, 2015 (掲載予定)

(2) 阿部達也, 「化学兵器の使用禁止に関する規範の位相 国際刑事裁判所 (ICC) 規程の改正を契機として」, 国際法外交雑誌, 査読なし, 第110巻3号, 1-26頁, 2011年 [学会発表] (計1件)

(1) 阿部達也, 「生物・化学兵器使用禁止規範の位相 国際刑事裁判所 (ICC) 規程の改正を契機として」, 国際法学会, 2011年5月14日, 明治大学

#### 6. 研究組織

##### (1)研究代表者

阿部 達也 (ABE, Tatsuya)

青山学院大学・国際政治経済学部・准教授  
研究者番号: 80511972

##### (2)研究分担者

該当者なし

##### (3)連携研究者

該当者なし